

## 説明会での質問に対する回答

No.	質問	回答
1	保育短時間の設定は、子どもごとに定めるのか、園が一律で定めるのか。	<p>保育短時間の設定は、園で設定していただくことになり、設定した時間帯以外は延長保育となります。ただし、複数の時間帯が設定できるかどうかについては、国に確認します。</p> <p>【追記】 現在、国では施設が設定した時間帯以外に利用した場合は、延長保育として取り扱うこととされております。ただし、延長料金を徴収するか、徴収しないかは施設の判断に委ねるとの検討もされており、延長料金を徴収しない場合、その料金は施設が負担することになります。 (10/9 内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室 確認)</p>
2	現在の在園児は保育標準時間となると聞いているが、在園児のきょうだいも新たに認定を受け、保育短時間認定となった場合、きょうだいでお迎えの時間が違う等の問題が生じてしまうのではないか。	<p>在園児のきょうだいも新たに認定を受ける場合については、現在、国において、保育標準時間認定とする方向で検討中です。</p>
3	<p>保育標準時間については、施設の利用が11時間保障されるということだが、保育標準時間の保育時間は、就労時間と送り迎えの時間だと認識していた。</p> <p>保育時間は、確実に就労時間と送り迎えの時間だと保護者に説明していいか。</p>	<p>現在、保育標準時間認定を受けた場合は、施設の利用可能時間が11時間、保育短時間認定を受けた場合は、施設の利用可能時間が8時間、それぞれ保育を保障するとされております。</p> <p>保育時間の内容については、施設と保護者との契約の中で、保育時間が就労時間と送り迎えの時間のみと明確にされている場合については、それを保護者に説明しても特に問題はないと思われそうですが、詳細については、後日確認させていただきます。</p> <p>【追記】 保育標準時間の認定を受けた場合は、権利として施設の利用可能時間が11時間保障されます。したがって、園において利用時間を制限するのは適当ではないと考えます。また、同様に市が利用時間を制限することも適当ではないと考えます。</p> <p>しかし、保護者の選択によっては、利用可能時間終了より早い時間に迎えに来るなど、自ら利用時間を短くすることは可能と考えられます。(10/9 県・こども政策課 確認)</p>
4	認可定員について、過去2年度間の入所児童数の平均が認可定員の120%を超えている場合、公定価格が減算されるとのことだが、いつの時点から過去2年間なのか。	<p>幼稚園の基準日については、国より、平成27年4月と示されているところですが、2・3号に係る基準日については、現在、国において検討中です。今後、国から示されましたら、お知らせいたします。</p>
5	認定こども園では、災害時の休園などの取扱いはどうなるのか。	<p>災害や感染症などの際、学校法人においては、一斉に休園となる場合があるが、保育所においては、保護者の支援という観点や、保育を保障するという観点から、開園していただくこととなります。</p> <p>現在、認定こども園においては、同じ場所にある同じ建物ではありますが、幼稚園部分が災害などで休園している場合にも、保育所部分は開所していただいております。今後も、同様の運営を行っていただくものと考えております。</p>

No.	質問	回答
6	<p>同じ建物内において、災害時などの際、認定の違いや標準時間と短時間の違いで、「休みになる子ども」や「そうでない子ども」、「早く帰れる子ども」などが混在することになるのか。</p>	<p>新制度においては、幼稚園部分に通っていた子どもは1号認定、保育所部分に通っていた子どもは2・3号認定という区分けになりますが、現在の運営においては、学校法人の部分と社会福祉施設の部分があり、その性格の違い上、学校法人の部分については、災害などの際に休園する場合がありますが、社会福祉施設の部分については、学校法人の部分と同じ判断基準ではないため、休園にはならないこともあります。これは、「学校」と「児童福祉施設」という位置付けの違いであり、子どもを預けなければならない保護者を支援する観点から、このような違いとなっております。</p>
7	<p>認定こども園において、併願で申し込みをしている保護者の手続きについては、まず1号認定の申請をし、その後2号認定の申請を行い、市の利用調整を経て、希望があれば再度1号認定をするということでしょうか。</p>	<p>まず、保育の必要性がある保護者については、2号認定の申請を行うこととなります。しかし、認定こども園における幼稚園部分で内定を受けた上で、保育所の申し込みをする場合、1号認定の申請をした上で、2号認定への切り替えの申し込みをしていただくこととなります。その後、本市による利用調整を行い、2号認定として保育所部分に入所可能となった場合、最終的に1号・2号どちらにするのかを本市が保護者に確認し、保護者が2号認定を希望すれば手続きの必要はありませんが、1号認定を希望すれば再度申請を行っていただくこととなります。</p>
8	<p>併願をし、認定こども園（1号）内定を受け、認定こども園（2号）からも内定を受けた保護者については、最終的な意思確認を行うとの説明があったが、これは全く施設を介さずに市が保護者と直接やりとりをするのか。</p>	<p>まず、本市より、保護者へ意思確認をさせていただきます。その上で、2号認定を希望するのであればそのまま手続きは不要となりますが、1号認定を希望するのであれば1号認定への切り替えを行っていただきます。また、切り替えを行う場合には、本市から施設へ御連絡をさせていただきます。</p>
9	<p>認定こども園において、2号認定の内定を受けた場合、施設と内定者で面接を行うが、併願をしている保護者への最終確認は、この面接を行う前か、後か。</p>	<p>施設が内定者との面接を行う前に確認する予定です。 平成27年4月の1次募集であれば、本市と施設とのヒアリングも行いますので、その中で調整させていただきたいと考えております。</p>
10	<p>保育料が具体的に決定した後、認定を変更することも予想されるが、決定後の認定の変更は可能か。 認定こども園において、3月頃に認定の変更をした場合、2号認定の利用定員が、年度切替直前にならないと確定しないという懸念があるが、どのように対応すれば良いのか。</p>	<p>保育料決定後に認定を変更することは可能です。最終的には保護者の判断となります。 現行の保育所においても、3月下旬に内定をキャンセルする方もいるので、そういったケースと同様に対応していただきたいと考えております。 また、保育料については、現在本市において見直しを行っているところであり、本市子ども・子育て会議にて御意見をいただいた上で、最終的に12月議会に付議することを予定しております。 保育料の基準表は、年明けには皆様に周知したいと考えておりますので、それを踏まえた上で、最終的には保護者に判断していただくこととなります。</p>
11	<p>認定こども園における2号・3号認定の上乗せ徴収については、私立保育所と同様に市と協議が必要か。</p>	<p>私立保育所においては、市との協議が必要となっておりますが、認定こども園においては、支給認定に関わらず、市との協議をせずに徴収することが可能となっております。</p>
12	<p>公立保育園は認定こども園になるのか。 また、認定こども園になるのであれば、それはいつ頃か。</p>	<p>公立保育所は、次年度10園で運営を行います。公立保育所の認定こども園への移行につきましては、現在作成中の「子ども・子育て支援事業計画」の教育・保育の量の見込みも含めた上で、公立保育園の在り方を検討中です。</p>

No.	質問	回答
13	<p>先日、事業者に対して新制度への意向に関するアンケートが行われたが、現在、どの位の事業者が、保育所や幼稚園から認定こども園へ移行すると回答があったのか。</p>	<p>本年度6月から7月にかけて、事業者の皆様へ意向調査を実施したところでありますが、その頃は、公定価格の仮単価が示されたものの、事業者の皆様におきましては、限られた情報の中で回答していただいたものと存じます。</p> <p>平成31年度までに認定こども園へ移行を希望するという長いスパンではありますが、現在のところ、幼稚園から認定こども園への移行を考えている施設は9園、保育所から認定こども園へ移行を考えている施設は12園であります。</p> <p>実際の認定こども園への移行につきましては、本市が予定している認定こども園設置の募集・受付の中で、改めて確認させていただきたいと考えております。</p>
14	<p>宇都宮市は、すべての保育所、幼稚園を認定こども園へ移行させようとしているのか。</p> <p>もしくは、保育所、幼稚園、認定こども園それぞれの成長を目指しているのか。</p>	<p>保護者の就労の有無によらず利用できる等の施設として認定こども園の普及に取り組みますが、現在、本市において、すべての施設を認定こども園へ移行させるという考えはございません。</p> <p>また、制度上でもそのような規定はなく、制度に入らない幼稚園も選択肢として残っていることから、すべての事業者を認定こども園へ移行させようという考えはございません。</p>
15	<p>施設において、受け入れる子どものピークが平成29年度という説明があったが、それは平成29年度だけなのか、もしくはその先どの程度続くのか。</p> <p>事業者としては、将来設計をする上で大事なところであるため、平成29年度以降の需要の見通しは立っているのか教えて欲しい。</p>	<p>現在作成中の子ども・子育て支援事業計画の中で、ニーズ調査等を実施し、国において保育需要のピークとしている平成29年度末までに待機児童の解消を目指すこととしております。子ども・子育て支援事業計画は、平成31年度までの計画となっており、平成29年度から平成31年度までのニーズは、計画の中でお示ししております。平成31年度以降につきましては、計画の改定等の中で改めてニーズ調査等を実施し、ニーズを推計していくことになるかと考えられます。</p>
16	<p>実施したニーズ調査の結果である平成31年度までのニーズは、いつ頃事業者へ提示されるのか。</p>	<p>9月30日に開催された「平成26年度第4回宇都宮市子ども・子育て会議」におきまして、「子ども・子育て支援事業計画（中間とりまとめ案）」を示したところであり、この案には、平成27年度から平成31年度までのニーズを8区域、1号・2号・3号認定ごとに記載しております。平成31年度におけるニーズ量の見込みといたしましては、1号認定で6,000人程度、2号認定で7,000人程度、3号認定で5,000人程度となっております。</p>
17	<p>現在、公定価格は仮単価だと思うが、これは宇都宮市で決定されるのか。あるいは決定しているのか。</p> <p>決定しているのであれば、いつ頃事業者に示されるのか。</p>	<p>公定価格については、国が決定するものとなっております。また、現在示されている公定価格は、消費税増税後の平成29年度のものであり、平成27年度の公定価格は、国の予算編成後に各自治体へ示されることとなります。現在の保育所における運営費は、例年2月に国から自治体に提示され、その後保育所へお知らせしているところであります。例年同様2月に示されるのか、あるいはもう少し早いのか、現時点では把握しておりません。</p>
18	<p>「資料4」のP5「(2)施設の皆さまから保護者に対しての情報提供」とあるが、最低限施設から保護者へ説明しなければならないことは、市から何か示されるのか。</p> <p>これだけの情報量があると、施設としては情報を精査していかなければならない。事業者でさえ混乱している状況であるため、保護者はより混乱してしまうことになると思う。また、現時点で提示している情報なのか、あるいはまだ案なのか、ということも含めて、市においてある程度決定した時点で示されるのか。</p>	<p>「資料4」のP7「4 説明と同意について」におきまして、契約の際に説明すべき項目を記載しております。</p> <p>説明すべき項目につきましては、「宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の中で、「運営規程の概要や職員の勤務体制の利用者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない」と規定されているものであり、施設において“重要事項説明書”を作成していただき、利用者に対しての説明を行った上で同意を得る必要がございます。この重要事項説明書につきましては、現在、市において雛形を作成しておりますので、順次皆さまへ提供させていただきます。</p>

No.	質問	回答
19	<p>新入園児の保護者や在園児の保護者に対する新制度の情報提供は、各施設によって必要な情報が異なると思うが、各施設で独自に考えていいのか。</p> <p>現在の私学助成のまま継続する幼稚園においては、保護者に対する情報提供の必要はなく、あるいは施設の判断で必要な情報だけ提供すればいいと考えるが、認定こども園や保育所、施設型給付の幼稚園においては、情報提供をしないまま新制度を迎えることもある。市としてこの情報だけは提供して欲しいというものはあるか。</p>	<p>市民への情報提供につきましては、新制度の概要を市のホームページなどで周知していく必要があると考えております。また、施設が新制度に入る、入らないに関わらず、各施設におきましても新制度の概要等について周知していただくことは必要であると考えております。なお、作成にあたっては、施設のホームページがあるのであれば、そこに市のホームページのリンクを貼るなどの対応をしていただくことも可能です。</p>
20	<p>各施設における在園児については、市が作成したパンフレットを配布したところであり、これを読んでいる保護者は多少新制度を理解していると思うが、実際に事業者から保護者へ「新制度において何がかわるのか」と尋ねると、「よく分からない」と答えるのだが、このままでいいのか。</p> <p>施設においては、保護者から質問があれば対応するが、今回の説明会の資料にある様な各認定ごとの流れが分かるような資料を渡す形がいいか、あるいは、口頭で説明する形がいいのか。</p>	<p>保育課におきましては、今回の説明会の内容について、資料も含めてホームページに掲載する予定となっておりますので、その資料を御覧いただければと考えております。また、施設にお問い合わせがあった場合には、説明会の資料を参考にして口頭で伝えていただくか、あるいは資料をコピーして渡していただくなどの対応をしていただければと考えております。</p>
21	<p>「資料1」の「別紙1-1 教育・保育提供区域」において、8つに宇都宮市が分かれているが、現在、幼稚園や保育所の在園児の保護者には、各施設において、説明会を行うなどの情報提供をしているところであり、また幼稚園連合会においても、幼稚園ガイドを作成し、幼稚園や保育所に子どもを預けていない保護者へ向けて情報提供をしているところである。宇都宮市を8区域に分けているのであれば、各区域の市民センターや図書館などで、新制度についての説明会を実施してはどうか。市から幼稚園や保育所に配布されたパンフレットは、各施設において、主に在園児の保護者に配布しているところだが、パンフレットも手元に無く、新制度について全く理解していない保護者もいる可能性もあることから、区域ごとに保護者向けの説明会を開いてはどうか。</p>	<p>市民への周知につきましては、新制度へ向けて、幼稚園や保育園以外では、地区市民センターや保健所など子どもが集まるような場所でパンフレットを配布し、周知を行っているところであります。市民へ周知する際の方法に関しましては、お話された様に、いくつかの区域に分けて、説明を行うことやパンフレットを配布すること、ホームページに掲載するなど、十分に市民へ周知されるような方法を検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ます。</p> <p>また、市には市民からのお問い合わせが多数寄せられておりますが、一番市民が知りたいのは保育料の額であります。保育料の額につきましては、早めに周知したいと考えておりますが、子ども・子育て会議において御意見を伺いながら進めていくという手続きがございますので、まだ決定されておられません。現時点では、保育料の額につきましては、12月の議会での承認をいただき、正式に決定する予定でありますので、早ければ年明けに周知していきたいと考えております。</p>

No.	質問	回答
22	12月議会にかかる保育料の現在の案を聞くことはできるか。	1号認定における保育料の額につきましては、国において、現在の幼稚園の保育料の全国平均が基準になるとされており、その額が25,700円となっており、宇都宮市の幼稚園の保育料の平均はそれよりも低い額となっているため、その差をどのようにしていくか検討しているところであります。また、現在の保育所の保育料との整合も図っていかねばならないと考えているところであります。保育料の額の案につきましては、早ければ11月の子ども・子育て会議の中で、各階層ごとの具体的な保育料をお示ししたいと考えております。
23	以前、各施設において、新制度に移行するか、しないかの判断を、12月あるいは1月までに決定し、市に報告して欲しいと聞いたが、園としては公定価格が示され、試算した上で確実に現状よりも補助金が上がった場合に移行しようと考えていたが、公定価格は1月あるいは2月、保育料は年明けに提示される予定とのことであれば、移行の判断を12月あるいは1月に決定するのは無理な話ではないか。	平成27年度の公定価格の単価が示される時期は不明確ですので、明確な意向を示すのは難しいと思います。しかし、現在の幼稚園につきましては、新制度へ移行するか、今の私学助成のままの幼稚園として残るか、どちらか選択をしなければなりませんので、現時点で制度に移行しないと決定しているのであれば、“別段の申出書”を提出していただき、まだ判断がつかない場合には、最終期限の2月までに決定していただきたいと考えております。12月と記載させていただきましたのは、意向が決定している施設はここまで提出していただきたいと考えていたからであります。判断を迷われている施設につきましても、子ども・子育て支援事業計画に反映しなければならない関係上、最終期限を2月としたいと考えております。
24	市から新制度へ移行した場合に必要な保護者の支給認定に関する書類が届いているが、新制度への意向を決めかねている場合には、その書類についても2月以降に提出すればいいか。	お見込のとおりです。現在の私学助成のままの幼稚園として残る場合には、保護者の支給認定に関する書類は必要ありませんので、施設の意向が決定してから保護者へ配布していただきたいと考えております。市の事務手続きについては、新制度施行までに間に合うよう、対応いたします。

No.	御意見・御要望
1	保育施設等の受け入れ状況については、現在、保育所であれば、毎月各年齢ごとの受け入れ状況についての調査が来ており、その都度回答しているところであるが、職員の配置等の状況に応じて、実際には回答した数よりも受け入れ可能な場合もある。このことから、受け入れ状況一覧が公開された際、“0”と掲載されている場合にも、希望があれば、連絡するようにして欲しい。基本的には、施設の受け入れ状況は公開している一覧のとおりであるが、保護者の希望がある場合には、連絡するようお願いしたい。